

平成31年4月1日現在

# 介護予防・日常生活支援総合事業 サービス提供事業者基準書

新見市福祉部介護保険課

## 目次

### ◇訪問型サービス

総合事業訪問介護	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
緩和型訪問介護A	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
緩和型訪問介護B	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
助け合い訪問介護	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4

### ◇通所型サービス

総合事業通所介護	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
緩和型通所介護	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
短期集中型サービス事業	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7

### ◇その他サービス

栄養改善配食サービス	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
------------	------------------	-----

1. 訪問型サービス

①総合事業訪問介護(国基準相当サービス)

対 象		介護保険事業所
訪問型サービスの基準	人 員	<p>【管理者】 常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【訪問介護員等】 常勤換算方法で、2.5以上</p> <p>[資格要件] *いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・生活援助従事者研修修了者</li> <li>・介護職員初任者研修等修了者</li> </ul> <p>【サービス提供責任者】 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤可)</p> <p>[資格要件] *いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士</li> <li>・実務研修修了者等</li> </ul>
	設 備	<p>①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画</p> <p>②必要な設備・備品</p>
	運 営	<p>①運営規程等の説明及び同意</p> <p>②提供拒否の禁止</p> <p>③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>④秘密保持</p> <p>⑤事故発生時の対応</p> <p>⑥廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>⑦高齢者虐待防止の対応等</p>
	事 務	<p>①個別サービス計画の作成</p> <p>②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)</p>
提供サービス	内 容	<p>①入浴、外出、排せつ、服薬介助 等</p> <p>②掃除や整理整頓</p> <p>③生活必需品の買い物</p> <p>④食事の準備や調理</p> <p>⑤衣類の洗濯や補修</p> <p>⑥薬の受け取り</p> <p>⑦ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)</p>
	提供時間	1回45分～60分程度
	対象にならないサービス	<p>①本人以外の家族のための家事</p> <p>②模様替え</p> <p>③草むしり、花木の手入れ</p> <p>④来客の対応</p> <p>⑤ペットの世話</p> <p>⑥洗車</p> <p>⑦大掃除や家屋の修理等</p>
サービス単価	<p>地域支援実施要綱(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知)別添1の1に掲げる単位数に10円を乗じた額。 各種加算要件及び単価も上記と同様。</p>	
自己負担	<p>介護給付負担割合と同じ</p>	

②緩和型訪問介護A(指定)

\* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

対 象	介護保険事業所・民間企業・NPO等
訪問型サービスの基準	<p><b>人 員</b></p> <p>【管理者】専従1人以上            ※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【従事者】1人以上必要数            [資格要件]*いずれか            ・介護福祉士 ・生活援助従事者研修修了者            ・介護職員初任者研修等修了者            ・1年以上介護保険事業所で介護職員としての経験がある者</p> <p>【サービス提供責任者】常勤の従事者のうち利用者50人に1人以上必要数            [資格要件]            上記、従事者と同じ</p> <p>* 要介護者と一体型で運営する場合、要介護者のサービスに従事する介護職員の人員数は、国基準相当サービスの基準に該当する必要がある。</p>
	<p><b>設 備</b></p> <p>①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画            ②必要な設備・備品</p>
	<p><b>運 営</b></p> <p>①運営規程(生活援助に限る)等の説明・同意            ②提供拒否の禁止            ③従事者の清潔の保持健康状態の管理            ④従事者または従事者であった者の秘密保持            ⑤事故発生時の対応            ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供            ⑦高齢者虐待防止の対応等</p>
	<p><b>事 務</b></p> <p>①個別サービス計画の作成            ②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)</p>
提供サービス	<p><b>内 容</b></p> <p>①掃除や整理整頓            ②生活必需品の買い物            ③食事の準備や調理            ④衣類の洗濯や補修            ⑤薬の受け取り            ⑥ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)</p>
	<p><b>提供時間</b></p> <p>1回45分程度</p> <p><b>対象にならないサービス</b></p> <p>①本人以外の家族のための家事            ②模様替え            ③草むしり、花木の手入れ            ④来客の対応            ⑤ペットの世話            ⑥洗車            ⑦大掃除や家屋の修理            ⑧入浴、外出、排せつ、服薬介助他</p>
サービス単価	<p>①専門職が提供する場合 1回 218単位/回*1            ②専門職が提供しない場合 1回 163単位/回            上記①②の単位に10円を乗じた額            *1介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者            *2加算は初回加算(2000円)のみ</p>
自己負担	介護給付負担割合と同じ

③緩和型訪問介護B(委託)

\* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

対象	民間企業・NPO等	
訪問型サービスの基準	人員	<p>【管理者】 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職種、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【従事者】 1人以上必要数 [資格要件]*いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座を受講した者</li> <li>・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者</li> <li>・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途認める者</li> </ul> <p>【訪問事業責任者】 従事者のうち1人以上必要数</p>
	設備	<p>①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画</p> <p>②必要な設備・備品</p>
	運営	<p>①提供拒否の禁止</p> <p>②従事者の清潔の保持健康状態の管理</p> <p>③従事者または従事者であった者の秘密保持</p> <p>④事故発生時の対応</p> <p>⑤廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>⑥高齢者虐待防止の対応等</p>
	事務	①サービス費請求事務(請求先:新見市)
提供サービス	内容	<p>①掃除や整理整頓</p> <p>②生活必需品の買い物</p> <p>③食事の準備や調理衣類の洗濯や補修</p> <p>④薬の受け取り</p> <p>⑤ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)</p>
	提供時間	1回 60分程度
	対象にならないサービス	<p>①本人以外の家族のための家事</p> <p>②模様替え</p> <p>③草むしり、花木の手入れ</p> <p>④来客の対応</p> <p>⑤ペットの世話</p> <p>⑥洗車</p> <p>⑦大掃除や家屋の修理</p> <p>⑧入浴、外出、排せつ、服薬介助他</p>
サービス単価	1回 1000円(回数単価制)	
自己負担	介護給付負担割合と同じ	

④助け合い訪問介護(住民主体サービス)

\* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

対象	地縁組織、NPO等
訪問型サービスの基準	<p>【管理者】 1人以上</p> <p>[資格要件]*いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座を受講した者</li> <li>・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者</li> <li>・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、市長が別途認める者</li> </ul> <p>【従事者】</p> <p>1人以上必要数</p> <p>【訪問事業責任者】</p> <p>不要</p>
	<p>設備</p> <p>①事業の運営に必要な広さを有する専門の区画</p> <p>②必要な設備・備品</p>
	<p>運営</p> <p>①従事者の清潔の保持健康状態の管理</p> <p>②従事者または従事者であった者の秘密保持</p> <p>③事故発生時の対応</p> <p>④廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>⑤高齢者虐待防止の対応 等</p>
	<p>事務</p> <p>補助請求事務(請求先:新見市)</p>
提供サービス	<p>内容</p> <p>①掃除や整理整頓</p> <p>②生活必需品の買い物</p> <p>③食事の準備や調理</p> <p>④衣類の洗濯や補修</p> <p>⑤薬の受け取り</p> <p>⑥ゴミの分別やゴミ出し(粗大ごみは除く)</p>
	<p>提供時間</p> <p>1回45分程度</p>
	<p>対象にならないサービス</p> <p>①入浴、外出、排せつ、服薬介助他</p> <p>※医療行為及び身体介助</p>
サービス単価	サービス提供者による設定
自己負担	全額自己負担

## 2. 通所型サービス

### ①総合事業通所介護(国基準相当サービス)

対象		介護保険事業所
通所型サービスの基準	人員	<p>【管理者】常勤・専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p> <p>【生活相談員】専従1人以上</p> <p>【看護職員】専従1人以上</p> <p>【介護職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・15人まで専従1人以上</li> <li>・15人を超える場合は利用者1人につき専従0.2人以上</li> </ul> <p>(生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</p> <p>[資格要件]なし</p> <p>【機能訓練指導員】1人以上</p>
	設備	<p>① 食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</p> <p>② 静養室・相談室・事務室</p> <p>③ 消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>④ 必要なその他の設備・備品</p>
	運営	<p>① 運営規程等の説明及び同意</p> <p>② 提供拒否の禁止</p> <p>③ 衛生管理・従事者の清潔の保持等</p> <p>④ 健康状態の管理</p> <p>⑤ 秘密保持</p> <p>⑥ 事故発生時の対応</p> <p>⑦ 廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>⑧ 高齢者虐待防止の対応等</p>
	事務	<p>① 個別サービス計画の作成</p> <p>② サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)</p>
提供サービス	内容	<p>通所介護と同様のサービス</p> <p>(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による)</p>
	提供時間	1回3時間以上
サービス単価	<p>地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知)別添1の2に掲げる単位に10円を乗じた額。各種加算要件及び単価も上記と同様。</p>	
自己負担	<p>介護給付負担割合と同じ※事業対象者の利用回数は、移行前の要支援認定による。</p>	

②緩和型通所介護(指定)

\* 基本的に国が設置している基準のうち次に掲げる事項を緩和する。

対 象		介護保険事業所・民間企業・NPO等
通所型サービスの基準	人 員	<b>【管理者】</b> 専従1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 <b>[資格要件]*いずれか</b> ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修等修了者 ・介護福祉士と同等以上の保健医療介護の有資格者 <b>【従事者】</b> ・15人まで専従1人以上 ・15人を超える場合は利用者1人につき専従0.1人以上
	設 備	①サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ②消火設備その他の非常災害に必要な設備 ③必要なその他の設備・備品
	運 営	①運営規程(提供時間、送迎の有無)等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理・従事者の清潔の保持等 ④健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧高齢者虐待防止の対応 等
	事 務	①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(請求先:岡山県国民健康保険団体連合会)
提 供 サ ー ビ ス	内 容	通所介護と同様のサービス * 入浴は除く。事業所の判断により実費程度徴収で提供することも可能。
	提供時間	1回3時間以上、週1回程度
サービス単価		①4時間未満 288単位/回 ②4時間以上 329単位/回 ①②の単位に10円を乗じた額 運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上による加算は、地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日付け老発0609001号厚生労働省老健局長通知)別添1の2に基づく単位に10円を乗じた額。
自己負担		介護給付負担割合と同じ。入浴料は実費。



③短期集中型サービス事業

対 象		民間事業所等
通所型サービスの基準	人 員	<b>【管理者】</b> 1人以上 <b>【従事者】</b> 1人以上必要数 [資格要件]*いずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・保健師または看護師 ・管理栄養士
	設 備	①サービスを提供するために必要な場所(面積要件なし) ②消火設備その他の非常災害に必要な設備 ③必要なその他の設備・備品
	運 営	①運営規定等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③衛生管理・従事者の清潔の保持等 ④健康状態の管理 ⑤秘密保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供 ⑧高齢者虐待防止の対応等
	事 務	①個別サービス計画の作成 ②サービス費請求事務(委託契約等)
提 供 サ-ビ ス	内 容	生活機能を改善するための運動器の機能向上等
	提供時間	原則1週間に1回1時間以上の3か月間短期プログラム
サービス単価		7,000円/月 ※3か月間
自己負担		介護給付負担割合と同じ

### 3. その他サービス

#### ①栄養改善配食サービス

対象	地縁組織、NPO、民間事業者等	
訪問型サービスの基準	人員	<p>【管理者】 1人以上 [資格要件]*いずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養士</li> <li>・調理師</li> <li>・認知症サポーター養成講座を受講した者</li> <li>・生活支援サービス(生活介護)の提供実績がある者</li> <li>・上記以外で生活支援や介護事業において実績があり、中長が別途認める者</li> </ul> <p>【従事者】 1人以上必要数</p> <p>【訪問事業責任者】 不要</p>
	設備	<p>①サービスを提供するために必要な場所(面積要件なし)</p> <p>②必要なその他の設備・備品</p>
	運営	<p>①運営規定等の説明・同意</p> <p>②提供拒否の禁止</p> <p>③衛生管理</p> <p>④従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>⑤秘密保持</p> <p>⑥事故発生時の対応</p> <p>⑦廃止・休止の届出と便宜の提供</p> <p>⑧高齢者虐待防止の対応等</p>
	事務	補助請求事務(請求先:新見市)
提供サービス	内容	栄養改善のための配食及び安否確認
	提供内容	1週間に2回以上の配食と安否確認
サービス単価	運営費の補助(施設使用料・光熱費・事務費等)	
自己負担	食材や材料費等の実費	